

## プラン策定に向けて

ご承知のとおり王滝村の財政状況は財政破綻が現実のものとなりかねない危機的状況に達しています。

こうした状況の中で、私に課せられた最重要課題は福祉や環境・教育を含めた村民の皆さまへの行政サービスの基盤となる村財政を健全化に向け立て直す事であります。

財政の実態を的確に把握し、適切な財政運営を進める為にも王滝村自立計画（案）に描かれているシミュレーションを毎年の目標値として諸施策を実施していかなければならないものであります。

行政は納税者へのサービス業であり、王滝村が村民に提供する行政サービスが、村民に便利で、役に立つサービスとして提供されているかどうかは、実は村行政の存在理由の根幹の問題であります。したがって、村行政が村民から幅広く支持されるためには行政の都合による行政サービスを見直し、村民に使いやすいかどうかの視点でサービス事業全体を見直したり、サービスの提供の仕方を見直すなどの努力をしなければならないと思っております。

また、前例に習うことや習慣に安易に流されるのではなく新しい歳入の仕組みを編み出したり、村民のために役立つサービスの実現や見直しに努力した職員を前向きに評価する事や、村民のために人一倍努力する職員が評価されるシステムの必要性を感じていますが、国でも公務員制度の見直しが進められており、現状をただちに改革するのは困難な課題が多いことは承知しております。民間企業なみの制度の導入が出来るよう今後に向け職員共々努力して参ります。さらに、村政がわかりやすく透明度が高いことも行政サービスの基本です。これは情報公開をさしますが、もっと正確に表現するならば情報共有であります。たとえば、税金の使われ方に関する情報が、より納税者にわかりやすくする事も行政に対する信頼度を取り戻すためには必要な施策と考えていますし、私も情報は出来るだけ開示し、説明責任を果たすことが大事な事と思っております。

## 自立に向けた取組み

今、王滝村が直面する課題は、どれ一つとっても簡単に答えの出せるものではありません。自主財源の柱である村税では景気低迷により滞納者が目立っておりこれらに対するしっかりとした取組みと対策が急務となっています。具体的には、国や県の機関とも協力し法令・条例にのっとりて厳然（げんぜん）と

対処することが必要と考えます。

村税の落込み、地方交付税の減額、国県補助金・負担金の削減、地方債の抑制など歳入の伸びは期待できない反面、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）や広域連合への分担金、他会計への繰出金の増加などにより、政策的あるいは投資的経費への財源を確保・捻出できない状況にあります。これについては自主財源の確保に向けた調査研究に積極的に取り組み、豊富な自然資源を有効活用した財源対策と水源地として以前より交流のある下流域への具体的取組み（たとえば王滝サポート村民を募り、毎年、会費を頂戴する代わりに季節の特産物をお返しに使いながらフェイス to フェイスの関係を構築する事業が考えられる。）こうした働きかけを早急に実施したいと思っています。

今の村の財政状況では村民の皆さんの多様化した住民ニーズに答えることは、まことに難しい状況にあると思います。そうした中、自立計画（案）に沿う形で村づくりを進めざるを得ない訳であります。今一度、村民の皆さんと議論を重ね、行政として、自立をしてゆく村として、自主的・自立的な行財政運営を具体的にどう進めるか、施策・事業の効率化とメリハリのある厳しい取捨選択をもって臨みます。

どうしても必要かくべからざるもの

あればいいな実施すればいいなと言う希望的なもの

木曽の他町村や全国レベルとの比較

今は無理だが将来、近未来、十年後、二十年後のために必要なもの

といった基準・目安の中で課題に優先順位を付け現状での予算配分にも見直しを図りつつ、6月をメドに再構築したいと考えています。

首長が代わっても今の財政状況が即、好転するモノではないということを村民の皆さまに再認識・ご理解いただきまして諸問題の解決に対処して行かなければならないと思っています。『村が、村民のために、何をしてくれるか』を期待されるのではなく、『村民一人ひとりが、村のために何が出来るか』をお考えいただきたいものであります。

これまでの行政主導型のむらづくりから脱却し、村の皆さまと行政が対話を通じてしっかりと信頼関係を築きつつ、さらには対等な責任を共に背負い受け止め、住民自治に立脚した村づくりを進めて参りたいと考えております。

国の改革プランとも関連してきますが、行政改革と財政改革並びに役場組織改革につきましましては出来るだけ早くにお示ししたいのでありますが、丁寧に時間をかけなければならない諸問題や課題を克服して行かなければならず、今しばらくの時間が必要と認識しています。

自立計画（案）に織り込んであります再生計画に出来るだけ近づけた形で行いたいとは考えていますが、一方でこの村が就労場所が少ない地域であるということも十分念頭におきながら、過疎地特有の悩みや課題にも考慮しながら慎重に判断すべきものと思っていますし、職員との対話は十分な上にも十分行った上で判断して参りたいと思っています。

行政改革の推進の考え方については申し上げたとおりですが、なおまた、各種委員会のありようや事務事業の全面的な見直し、村有施設の利活用などについて、各種の村有財産の適正な評価運用については、議会ははじめ各方面村民のご意見ご提言をお聞きしながら進めて参ります。

国の制度改革による地方交付税の削減はさらに進み、歳入の減少も引続き懸念されるところでありますが硬直化する財政構造の打開に向けて、確固とした財政見通しに基づき、予算についても大幅な見直しを行い、適正な財政運営への転換を図って参ります。

【入るを量って出ざるを制す】の基本に立ち返り厳しい中ではありますが、職員と共に心一つになって進めて参る覚悟であります。

議会の皆様はじめ村民の皆様のご理解とご協力が頂戴できますならば必ずや将来、財政健全化への道筋が見えてくるものと確信するものであります。

終わりに、将来の王滝という地域の形は、向こう十年で形成されることは間違いありません。輝かしい王滝、可能性を最大限に引き出した王滝が実現するかどうかは、今を生きる我々村民一人ひとりの思いを形にする強い意志にかかっています。

私は、自らを律し職務を果たすべく全力を尽くす覚悟であります。王滝の歴史においても重要なこの時期に、村政運営を担っておられる村議会議員の皆様も村民の期待に応えるため、また活力ある王滝を創り出すために、どうか【1円まで活かす】村政の実現と王滝の可能性を十分に引き出す村づくりを実現するためにご支援ご協力を一重にお願いする次第であります。

併せて村民の皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成18年4月  
王滝村長 瀬戸 普

## 自立に向けて

### 1 国・県の動向

#### (1) 国の方針

政府は、「行政改革大綱」の中で、「市町村合併後の自治体数は1,000を目標」とした上で、「自主的主体的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する」との方針を打ち出しました。また、『市町村合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組みの中で、市町村合併は、地域のあり方にかかわり、地域の将来性や住民に大きな影響を及ぼす事柄であることから、市町村や地域住民が自主的、主体的に取り組むことが基本であるとしています。

国は、「市町村の合併の特例等に関する法律」、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」のいわゆる合併三法が平成16年5月19日成立し、5月26日に公布されました。この旧合併特例法の期限は平成17年3月31日までの期限付きということで、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する市町村に対して、財政支援措置等の特例措置を受けることができるものとしてそれに間にあうよう各市町村が駆け込みの形で進められてきました。

その後、国はさらなる市町村の自主的な合併を進めるため、5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)を期限とする「新合併特例法」を制定しています。この法律では、合併特例区制度等の創設や市町村合併推進のための方策として、総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定し、この基本指針に基づき、都道府県知事が合併協議会の設置を勧告できることが定めてあります。また、地方税の不均一課税や普通交付税の算定の特例などの措置が受けられます。

今や市町村合併は全国の自治体の約5割の市町村で何らかの形で合併協議を進めています。

【全国の市町村数 2,350(市 740 町 1,282 村 328 平成17年 7月 7日現在)】【平成11年3月31日 3,232 平成18年3月31日 1,822(申請済見込み)】

市町村を取り巻く環境は次のとおり大きく変化しており、市町村においては社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応したサービスを効率的かつ安定的に提供できる体制づくりが急務となっています。

- ・住民ニーズの広域化・高度化にともなう高度の行政サービス
 

交通・情報通信手段の飛躍的発達に伴ない、住民の日常生活圏は、市町村の区域を超えて拡大しています。このため、行政に対するニーズも広域化しており、市町村の区域を超えたまちづくりや取り組みが求められています。また、質のうえでも、住民ニーズは高度化しており、より専門的で高度な行政サービスを供給できる体制づくりが求められています。
- ・地方分権の推進 自己決定・自己責任の原則に基づいた地方分権の推進
 

地方分権の担い手である市町村には自己決定・自己責任の原則に基づき、住民とのパートナーシップのもと、個性豊かな地域社会を築いていくことが求められています。そのためには、期待される役割を十分担えるよう市町村の行財政基盤の強化が課題となっています。
- ・少子・高齢化の進行の中で誰もが安心して暮らせるサービスの維持・向上
 

本格的な少子・高齢化社会の到来により、保健福祉の分野を中心に市町村が提供するサービスの内容が高度化・多様化しています。

今後も保健福祉サービスを中心に、住民ニーズは質・量ともに増大することが見込まれるため、市町村には誰もが安心して暮らせるよう、サービス水準の維持・向上を図ることが求められています。
- ・厳しい財政状況の中で最小のコストで最大のサービスを将来にわたって安定的に提供できる体制づくりを確実なものとして行かなければなりません。

## (2) 国・地方の財政

国の財政は、平成16年度予算では公債依存度が44.6%にも及ぶなど、平成16年度末の公債発行残高が約483兆円(普通国債残高)となり、地方の債務残高(204兆円)と国の長期債務等合わせると実に740兆円(平成17年度末774兆円程度の見込み)という天文学的数値が見込まれ、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況です。また、歳入歳出の構造はますます硬直化してきており、思い切った見直しをしなければ、歳出と税収の多額のギャップは年々拡大していく可能性が高くなります。したがって、財政構造改革の取組みを強化し、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要があります。

平成17年度予算編成においては、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭に置きつつ、構造改革を一層推進するため、「改革断行予算」という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図る必要があります。

このため、歳出改革を一層推進し、一般会計歳出及び一般歳出の水準について、実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持・強化しています。また、歳入面においては、足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について平成16年度(36.6兆円)よりも減額することを視野に極力抑制しています。

一方地方財政については、国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ります。特に国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行うこととし、改革に伴う税源委譲は、平成16年度の所得譲与税及び税源委譲予定特例交付金として措置した額を含め概ね3兆円を目指しています。また、地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針2004」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税等の一般財源の総額を確保します。なお、税源委譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に100%算入(現行75%)することとしています。

### (3)長野県の動向

#### 市町村合併に関する基本方針

国・地方自治体を通じた極めて厳しい財政状況のもと、地方分権の推進や住民ニーズの広域化・高度化等に的確に対応していくためには、期待される役割を担うことができる市町村の体制づくりが重要です。市町村合併は、市町村の行財政基盤を強化し、新たなまちづくりを進めるうえで有効な手法のひとつですが、地域の将来のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、それぞれの地域において主体的な議論や検討が十分に行われることが必要です。

このため、県においては、地域の実情を踏まえた自主的な合併を基本とし、それぞれの地域において地域の将来を見据えた十分な議論や検討が行われるよう、必要な情報提供や助言を行います。

また、合併を検討する市町村に対しては、その取組が円滑に推進されるよう要望を踏まえた支援を積極的に行います。

## 「自律」支援プランの概要

県は、平成15年に「自立支援プラン」を策定しました。新たなるコモンズの創出を目指し、合併を選択する・しないにかかわらず全ての市町村が地方分権時代にふさわしい自律的な市町村を確立することが重要であるとの認識に立って、県は市町村の最大限の自助努力を前提として必要な支援を行うこととしています。

### 主要な施策

- 地域の広域的課題への対応・支援 既存の広域連合、一部事務組合の充実・強化のための調査・研究支援など。
- 市町村の機能補完 市町村、広域連合等における専門的な行政需要等に対応するために必要に応じ県職員の派遣など。
- 財政的支援 信州ルネッサンス革命推進事業（コモンズ支援金）の創設（H17）など。
- 地方制度の研究支援 地域自治組織など。
- 情報提供、行財政運営等に関する研究支援の充実。

## 2 王滝村の現況

### (1)人口の推移 ～高齢化と若者流出による活力減～

村は古くから霊峰御嶽山を中心に、夏冬信仰の山として全国から多くの信者が訪れ、賑わいと活気を見せてきました、と同時に林業が昔から盛んで国有林野事業に何らかの形で関わる村民が多くいました。

村の人口も昭和35年の国勢調査時には3,862人の人口を有していました。その当時、国策として愛知用水の水瓶となりうるダム建設の話が浮上、村にとって歴史的一大事業として行われた牧尾ダムの建設に伴い、水没の対象となった移住者の移転等を余儀なくされ、その後、5年後に行われた昭和40年の国勢調査では5年前の国勢調査と比較して実に1,300人の減、率にして33.82%の減少となりました。

そんな中で村は残村計画の一つとして、観光産業の柱にとスキー場開発に取り組み、御

嶽山の高い標高を活かした雪質の良さと雄大なゲレンデを売りに冬期の基幹産業までに成長し、平成5年のピーク時には約60万人が訪れました。その後バブルがはじけレジャー産業が斜陽となり、年々スキー客の入込みも減少の一途を辿り、平成16年度末では約12万人にまで減ってしまいました。また国有林野事業の撤退等により、昭和60年国調には1,708人、平成2年国調では、1,239人、平成7年国調 1,232人、平成12年国調 1,205人と推移し、平成17年7月1日現在の人口は住民基本台帳によると1,082人です。ここ5年間の人口動態を見ても1,200人~1,100人前後で推移してきましたが、年齢構成に過疎特有の構造が顕著に見られるようになり、少子・高齢化の波をもろ被りつつあります。

平成17年度32.44%の高齢化率もここ数年で、35%を超えるのも時間の問題といえます。今後、人口の増加を図るために地域資源を活用した雇用の場の確保や村外からの転居者を積極的に受け入れる環境づくりに力を入れ、多くの内外の若者が安心して楽しく暮らしやすい施策に早急に取組む必要があります。

## (2)地域経済の推移 ~ 第三次産業一辺倒の偏り是正策の必要性 ~

昭和35年における産業別人口の動向(国勢調査)は第一次産業従事者として農林業で生計を立てる就業人口比率が42.6%、工業・建設業などの第二次産業従事者の人口比率が36.9%、商業・飲食業・サービス業などの第三次産業従事者が20.5%という就業人口比率であったが、若者の村外流出や農林業離れが進み、また村が施策として進めてきましたスキー場による産業構造の変化に伴い、平成12年では商業・飲食業などの第三次産業従事者が68.9%となり圧倒的な割合を占めるようになりました。ちなみに第一次が12.7%、第二次が18.4%であります。本村の特異性として観光産業を中心とした第三次産業への極端な偏りが指摘されています。今後この改善こそが大きな課題であると考えられます。

## (3)財政の状況 ~ 厳しい財政を皆で共有し、自主的・自律的な協働による村づくりへの取組 ~

国の一段と厳しい財政状況による地方への交付税削減と三位一体改革に伴う税源委譲による小規模自治体への配分問題等、地方自治体を取り巻く環境は一層深刻な現状を迎えています。さらに本村は、スキー場経営による長期債務が平成16年度末で約19億円抱えている事から非常に厳しい財政運営を強いられ、このままの状況では平成18年度にも財政再建団体への転落も予測されます。

村税では、こここのところの景気低迷により税の滞納者が目立ち、これらに対するしっかりとした取組と対策が急務となっています。村税の落込み、地方交付税の減額、国県補助金・負担金の削減、地方債の抑制など歳入の伸びは期待できない反面、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）や広域連合への分担金、他会計への繰出金の増加などにより、政策的・投資的経費への財源を確保捻出できない状況にあります。

その為にも自主財源の確保に向けた調査研究を積極的に取組、豊富な自然資源を有効活用した財源対策とダムを通じて交流のある下流受益市町への具体的取組の働きかけを早急に実施する必要があります。

また今まで村直営で運営してきましたスキー場の民営化を現実化し、同時に長期債務への処理対応策の検討、スキー場存続を前提に住民一丸となった取り組みが絶対不可欠といえます。地域の再生を図る原点は住民一人ひとりのやる気を発揮するか否かにかかっています。

自立をしてゆく村として、自主的・自立的な行財政運営に努め、施策・事業の効率化とメリハリのある厳しい取捨選択、当面の行財政運営の乗り切りだけでなく、中長期にわたる将来に向けた健全な財政の確立を図る必要があります。王滝村が目指す「いま(現在)を変えよう 未来をつくろう みんなの知恵で」本当の意味での着実な実現に取組みます。

### 3 町村合併の検討から自立へ

地方分権の時代を迎え、住民に最も身近な町村の役割が一層重要になってきており、自己決定・自己責任の原則のもと、高齢化・多様化する住民ニーズに対応し、個性豊かな地域社会を築くことが求められています。これからの町村は行財政基盤を強化し、少子・高齢化社会に対応できる体制づくりを進めることが重要な課題となっており、国・地方を通じて財政が危機的状況にある中で、このような課題にこたえるための一つの手段として、町村合併が検討されてきました。

#### ○木曽市構想の断念

こうした中、木曽郡町村会で木曽市施行の可能性について調査研究を進める方針が決定され、木曽郡合併討議会や合同事務局を立ち上げ具体的な調査研究を進めてきました。

王滝村においては、住民への説明会の開催や意見交換、庁内検討委員会の組織化等による対応をしてきました。合併に関するアンケートを実施したところ住民の意思の過半数が合併の必要性に向いているとの結果から任意合併協議会が立ち上がれば、参加する方針で議会の協議を経て平成14年7月3日、各町村の意向表明の場となる町村会の席に望みましたが、結果は11町村の調整がつかず木曽市構想は断念せざるを得ないこととなりました。

#### ○木曽町（7町村）構想も破局

8月9日、木祖村、日義村、木曽福島町、三岳村、開田村、王滝村、上松町の7町村で木曽市構想断念の後を受け、「木曽町任意合併協議会」を設立して人口2万5千人規模の町を目指して、合併の模索が始まり、平成15年5月14日には、法定協議会へと移行しました。木曽町合併協議会は分権合併を目指し、新町将来構想、新町建設計画（財政計画）の策定、32項目の協定項目の協議・確認を進めてきました。

そんな中、平成16年6月20日に木祖村が住民意向調査を実施、結果合併に反対が有効投票数の66%を上回りました。これを受け、平成16年7月5日開催の第23回木曽町合併協議会において、平成16年7月31日をもって解散する方針が確認されました。

#### ○新たな枠組みの模索の中で

平成16年7月31日の木曽町法定合併協議会の解散後、開田村が平成16年8月1日に合併の賛否を問う住民投票を実施。結果は合併賛成が反対を大きく上回り、開田村長は木祖村を除く6町村による合併に積極的姿勢を示しました。その後6町村長、6町村助役による会議で合併のあり方について協議し、法定協議会の設置に当たり、既に実施した開田村を除く5町村で住民の意思確認を行うことで、6町村長で申し合わせをし、平成16年9月26日に5町村（木曽福島町・上松町・日義村・三岳村・王滝村）で住民投票・住民意向調査を実施しました。

投票結果は、木曽福島町・日義村・三岳村・王滝村で合併賛成が多数、上松町は合併反対が6割、賛成が4割という結果となり、この時点で上松町は合併から離脱を表明、6町村での合併の枠組みは事実上の破談となりました。

残る5町村での枠組みに向けて、水面下での話し合いが行われましたが、分母が縮小したの財政シミュレーションには合併町での財政堅持が不安定との見解が示され合併に対して最終的に王滝村のスキー場の長期債務の処理の問題で折り合いが付かず、王滝村としては議会との協議及び住民集会への報告等を行い平成16年10月29日の第3回町村合併に係わる行政・議会合同懇談会で5町村での枠組みによる合併へは参加出来ない旨を報告しました。

#### ○その後の村づくりの取組

平成16年11月8日の議会全員協議会へ5町村での枠組みの合併に参加できない旨を報告、自立をせざるを得ない状況の中で、村長として合併に向けた模索をあらゆる手立てを講じて国・県・関係機関と相談をして行きたいとの発言をし議会側に理解を求めました。

今まで牧尾ダム建設に伴う残存計画に掲げ村の地域振興策の一環で進めてきました

スキー場事業は村にとって地域経済の活性化の源として重要な役割を果たしてきました。しかし、バブルの崩壊をきっかけに時代の遷り変わりとともにスキー場への入り込み客の低迷がここ数年来続くようになり、村直営によるスキー場経営が立ち行かない状況とあわせて国の厳しい財政状況とも重なり、タイミング的に国が進めている平成の大合併の時期とも重なり村にとって大きなシフトチェンジが必要とされていたことは否めない事実であります。スキー場経営の見直し(民営化の早期実現)の軌道修正に時間がかかり過ぎ、村の行財政に負担が大きく押し掛かりこのような事態を結果的に招いてしまいましたが、現実から目を逸らす事は出来ません。この現実をしっかりと受け止め、私たちは自分たちの生活のために、地域の将来のためにも自立という大きなハードルを乗り越えて行かねばなりません。住民、議会、行政共々自己決定・自己責任において自立という方針で新たなむらづくりを進めてゆくことになりました。

### 基本方針

～いま(現在)を変えよう 未来をつくろう みんなの知恵で～  
今まさに計画の協働での実行こそが求められています。

#### (1) 住民の積極的参画と協力によるむらづくり

今まではどちらかと言うと行政が中心となり施策が展開されてきた観が否めません。平成12年に地方分権一括推進法が制定され、地方でできることは地方で、自らの責任において地方自治を進めてゆくよう国は政策転換を図ってきました。その中で市町村合併による自治体の効率化が叫ばれ今日に至っています。

合併により財政基盤を強化し、特色のある地域づくりをめざし、地域住民が行政と一体となった取組みを行ってゆくことが求められると伴に、一方で自立をめざす市町村においてもこれからは行政主導型ではなく、地域と行政が協働参画して取組む姿こそが真の住民自治のあり方であると言われてしています。

これからのむらづくりは、地域住民の意見等を積極的に取り入れて闊達に議論をし、よりベターな方向への行政施策の展開が必要です。人任せではなく皆で地域を支えあうスキームづくりの基礎をつくり、そしてそのことを実際に実行して行くことこそが大切になります。絵に描いた餅でない計画の実行をめざしてむらづくりを皆で行ってゆきましょう。

#### (2) 地区と行政とのかかわり、より小回りの効く仕組みづくり

村にある行政区9区と行政とは、各区長さんを通じて地区要望等を行政へ挙げてもらい処理対応を行ってきました。しかし、地域住民の要望を今まで以上に素早く対応したり、行政からのお願い事項や協働での取組みを周知する為には、従来のスタイルからの脱却が必要となります。そのための仕組みづくりは必要不可欠であり、例を挙

げるとすると地区担当の役場職員と区民との連携を常日頃から情報交換出来る体制にしたり、定期的な区民との意見交換の場の設定等が考えられます。いずれにしても行政と区民の協働の取組みがスムーズに実施出来るようにしてゆかねばなりません。

### (3) 行政の積極的な情報開示

これからの行政の取組みはより透明性を高め、住民に見える形での仕組みづくりが求められています。情報を共有し一体となった取組による協働のむらづくりを目指す必要があります。

村民の意識の中にある依存体質からの脱却を図り、自分たちで出来る事は何なのかをしっかりと見極め互いの意志を尊重しつつむらづくりを積極的に進めて行かなければなりません。このことを念頭にむらづくり委員会を中心として前向きな議論を現在展開しています。

#### むらづくり委員会の位置付けと基本的な考え方

王滝村が村民総参加により、心豊かで希望と活力ある住みよいむらづくりを進めるために、王滝村むらづくり委員会を設置し、必要事項の調査、研究及び協議を行い、その内容を集約し、王滝村自立(律)プランを作成して村長に提言します。

提言された内容は、「後期基本計画」に反映されるとともに、具体的提言については、諸計画に取り入れます。

#### 具体的な事項

##### (1) 王滝村自立(律)プランの作成

- ・作成期限 平成17年10月末
- ・王滝村むらづくり委員会の設置
- ・総合計画をはじめとする諸計画(長期振興構想後期基本計画、過疎地域自立促進計画、実施計画等)との整合

##### (2) 王滝村自立(律)プラン基本方針

村民と行政による協働のむらづくり

##### 事務事業の再構築

- ・重点事業(施策)の見直し
- ・事務事業や行政サービスの水準及び負担の検討確認

財政基盤の確立

- ・負担の公平性の原則
- ・受益者負担の原則
- ・健全財政運営の原則

#### 行政改革の推進

- ・職員の意識改革と人材育成
- ・組織、機構の簡素化、合理化
- ・議会、委員会等の改革

#### 進め方

##### ( 1 ) 庁内調整検討会の設置

###### 【庁内の体制（検討期間）】

###### 庁内調整検討会

- ・基本方針などの検討及び確認
- ・基本構想等との調整
- ・財政計画等との調整
- ・各課単位で検証した事務事業などの方針案を調整  
王滝村むらづくり委員会へ提案
- ・王滝村むらづくり委員会(全体会・部会)での意見及び検討事項の検証及び反映

##### ( 2 ) 住民サービスの水準・負担等「自立（律）案」の庁内調整

王滝村むらづくり委員会へ提案

##### ( 3 ) 村づくりに向けて住民からの提案・アイデアの募集

王滝村むらづくり委員会へ提案

##### ( 4 ) 王滝村自立（律）プランの作成

##### ( 5 ) 「後期基本計画」に反映、具体的提言については、諸計画に取り入れ

##### ( 6 ) 住民への周知

##### ( 7 ) 新しい「むらづくり」がスタート

## 王滝村むらづくり委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 王滝村が村民総参加により、心豊かで希望と活力ある住みよいむらづくりを進めるために、必要事項の調査、研究及び協議を行い、その内容を集約し、村長に提言する機関として王滝村むらづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任 務)

第2条 前条の目的を達成するため、王滝村自立（律）プランを作成して村長に提言するものとする。

### (組 織)

第3条 委員会は、委員90名程度で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が囑託する。

- (1) 住民の公募による者
- (2) 各種団体の代表者（役員に限定しない）
- (3) 学識経験者
- (4) 役場職員
- (5) その他村長が適当と認める者

3 委員は無報酬とする。

4 委員会に専門的に検討する次の4部会を設置する。

- (1) 地域と行政の協働部会
- (2) 総務・企画・教育部会
- (3) 住民生活部会
- (4) 産業振興部会

### (役 員)

第4条 委員会に会長、副会長を置き、委員の中から互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。

3 各部会に正副部会長を置き、部会の委員の中から互選する。

### (会 議)

第5条 委員会は必要に応じて会長が招集し、会議の議長は会長があたる。

2 部会は必要に応じて部会長が召集し、会議の議長は部会長があたる。

(任 期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、王滝村役場職員で行う。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は村長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、交付の日から施行する。